

## 第 3 回 恵那市 農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 3 月 26 日 (水) 午後 1 時 30 分

2. 招集場所 恵那市役所西庁舎 3 階災害対策室

3. 出席委員 (18 名)

会 長 9 番 林 広和

職務代理者 19 番 大島 政幸

委員	1 番	小坂 宏正	2 番	瀬瀬 美由紀	3 番	小栗 茂美
	4 番	三宅 一彰	5 番	土方 明日香	6 番	小林 勝朗
	7 番	曾我 佳奈子	8 番	渡会 邦憲	9 番	林 広和
	10 番	安江 建樹	11 番	瀬瀬 政行	12 番	宮原 博
	13 番	近藤 明德	15 番	梅村 安範	16 番	水野 守文
	17 番	保母 直彦	18 番	仲田 菜那		

4. 欠席委員 (2 名)

	14 番	梅本 信枝	19 番	大島 政幸		
--	------	-------	------	-------	--	--

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名について

第 2 議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

第 4 議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による買受適格証明について

第 5 議案第 17 号 非農地証明について

第 6 議案第 18 号 農用地利用集積等促進計画について

第 7 報告第 3 号 営農型太陽光発電設備の下部における農作物の状況報告について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 高垣 浩

事務局 副局長 堀田 稔勝

事務局 書記 鈴木 由貴

7. 会議の概要

( 開 会 )

○事務局

定刻になりましたので、職務代理者が私用でお休みでございますので、会長から開会宣言をお願いいたします。

○議長

それでは、職務代理者欠席ですので、私から進めさせていただきます。

ただいまの出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。本日、14番の梅本信枝委員及び19番大島政幸委員より、欠席の連絡がありましたので、御報告いたします。

これより、令和7年第3回恵那市農業委員会総会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。なお、本日の議事日程は、お手元に配付されております議案のとおりです。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただくよう、よろしくお願いいたします。

恒例によりまして、ただいまから恵那市農業委員会憲章の唱和を行いますので、御起立願います。

1番、小坂宏正委員の先導によりまして、唱和を行います。小坂委員、よろしくお願いいたします。

[ 農業委員会憲章の唱和 ]

○議長

ありがとうございました。着席願います。

少し情報提供ですけど、3月17日に県の農業会議の臨時総会がありました。併せて、常設審議委員会がありましたけど、7年度の事業計画から予算についての審議がありまして、これは不成立をしたということで、6月に再度、通常総会、6年度の事業報告と計画の総会があるということです。

その席で、全国農業会議所の専務理事から講習がありました。今度、食糧農業農村基本計画が検討されていまして、決定に向けて審議されていくわけですけど、まだその途中ですけど、この食糧農業農村基本計画は、主体は食糧の自給率を上げることが基本であろうということでもあります。

先ほど、事務局長から地域計画の話がありましたが、地域計画は7年4月から実行に移していく。実行していくことで、完成度の高い地図もあれば、またこれからの地図もある。それぞれあるんですが、実行に移していくことになります。

農業委員会の立ち位置としては、地域計画を実行するのは計画を策定した市町村である。

農業委員会としては市町村をバックアップしていく、支援をしていくのが立場である。目標地図で決まった耕作者に権利設定がなされるよう地権者に働きかけをして、支援をしていくとことではないかという話がありましたが、詳細についてはまた農政から話があると思いますので、よろしくをお願いします。

それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名員の指名ですが、恵那市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長

異議がございませんので、本日の議事録署名員に、13番近藤明徳委員及び15番梅村安範委員をお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局の堀田副局长と鈴木書記を指名いたします。

---

日程第2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

日程第2、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第14号、農地法第3条の許可申請について御説明します。資料はタブレット内サイドボックス総会資料を御覧いただきたいと思います。資料のページにつきましては2ページからになりますので、よろしく願いいたします。

2ページ、1番目、18番の大井町の案件です。3ページ、議案書となっております。4ページ、位置図です。申請地につきましては、恵那駅の北側の場所です。5ページ、拡大図です。申請地は赤枠の1筆でございます。なお、水色の箇所はその残地という形で落とさせていただいております。6ページ、現況写真です。現況は田という状況です。

申請理由につきましては、自宅近くの申請地を譲り受けて維持管理し、営農に励むというものでございます。

7ページ、19番、長島町久須見の案件です。8ページが議案書となっております。9ページ、位置図です。申請地は恵那西中学校の北西側に位置している場所です。10ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある場所が申請箇所1筆となっております。11ペー

ジ、現況写真です。現況は田となっております。

こちらの申請理由につきましても、以前から耕作管理していた申請地を譲り受けて、引き続き管理していくという内容のものでございます。

12 ページ、20 番、武並町竹折の案件です。13 ページ、議案書となっております。14 ページ、位置図です。場所につきましては三郷小学校の北側ですね。やや北西のところに位置してございます。15 ページ、拡大図です。赤枠の箇所が申請地です。16 ページ、現況写真です。現況は休耕地という状態となっております。

こちらの申請理由につきましては、自宅近くの申請地を譲り受けて維持管理し、営農に励むという内容のものでございます。

17 ページ、21 番、上矢作町下の案件です。18 ページ、議案書となっております。19 ページ、位置図です。申請地は上矢作中学校の南西側に位置してございます。20 ページ、拡大図です。全部で、赤枠の箇所 2 筆となっております。21 ページ、22 ページ、現況写真となっております。現況は休耕地の状態でございます。

こちらの申請理由につきましても、自宅近くの申請地を譲り受けて維持管理し、営農に励むという内容のものでございます。

23 ページ、22 番、明智町の案件です。24 ページ、議案書となっております。25 ページ、位置図です。場所につきましては明智小学校の東側に位置してございます。26 ページ、拡大図です。この赤枠の箇所は全部で 12 筆となっております。27 ページと 28 ページ、現況写真となっております。現況は畑となっております。

こちらにつきましても申請理由は、以前から耕作管理している申請地の生前贈与を受けて、引き続き維持管理し、営農に励むという内容のものでございます。

3 条の許可申請につきましても申請は、説明は以上でございます。

#### ○議長

農地法第 3 条の規定による許可申請について、5 案件の説明がありました。

地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。18 番、19 番について、第 1 地区、小板宏正委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

#### ○1 番

3 条の 18 番、3 ページを見てください。申請人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん。申請地は大井町の黒岩■■■■。申請目的は所有権移転。申請地の面積は

222.63 です。申請地の状況は登記簿、田です。現況、畑。実測でこの畑を計測した方が 819.72 のうちの 222.63 で、残地があります。

先月、リニアで東野へ移転された [ ] さんが譲渡人です。JR が全部収用したわけではなく、一部残地があり、その残地を隣地に住む申請者に譲渡したということです。

申請人は農地を管理し、季節野菜を栽培していくということです。草刈りと軽トラを所有されている。管理機を購入予定、約 20 万という話です。農業経験はないですが、季節野菜を栽培する予定です。今はタブレットとかで、野菜づくりの情報が手に入りますので、栽培は可能かと思います。地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

次に 19 番、8 ページをごらんください。申請人、 [ ] さん。譲渡人は [ ] さんです。申請地は長島町の久須見の起ノ前 [ ] 番。申請目的は所有権移転。申請地の面積は 918 平米です。申請地の状況は登記簿、田で、現況、田です。

参考資料で、今まで譲り受け、耕作した土地を譲り受けるということです。農地の所有は、1丁2反1畝所有されているということです。譲渡人は高齢で管理できないということです。申請人と譲渡人は親戚関係にあり、農地が自宅の近隣にあり管理しやすい。申請地を譲り受けて営農に励むということです。

田植機、トラクター、耕運機、草刈り機を各 1 台所有しておられます。農業経験は 20 年程度、従事者は 3 人みえるということです。現在も耕作されていることから、地区委員会では問題ないと判断しました。2 件の審議をよろしくお願いします。

以上です。

○議長

続きまして、20 番について、第 2 地区渡会邦憲委員長より、協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○8 番

恵那市武並町竹折一丁田 [ ] 番地の申請地ですが、譲渡人は [ ] さん 80 歳。高齢により農地の管理ができないため、譲り渡すもので、譲受人は [ ] さん 47 歳。土地の面積は 980 平米です。登記簿は山林で、現況は田です。登記簿は開拓地でしたので、山林となっております。

この譲り受けた土地に、レモンほか柑橘類を植栽するとともに、家庭菜園をするということで、農機具は耕運機を購入予定でございます。農業に従事する方は、御主人の [ ]

■さん59歳。2人とともに、家庭菜園とともにレモン等かんきつ類を植栽して、農業に取り組むという案件でございます。地区委員会では問題ないということですので、皆さん御審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長

続きまして、21番について、第4地区宮原博委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12番

21番、17ページの説明をさせていただきます。3条案件になります。3月18日に、地区委員会にて現地調査を行いました。譲渡人は■■■■■在住の■■■■■氏61歳です。譲受人は■■■■■在住の■■■■■さん47歳になります。譲受け場所は上矢作町下字下久呂瀬■■■番地。面積は233平米です。もう一筆、■■■番地。225平米の2筆でございます。登記簿上、畑。現況、畑で、今、休耕地になっております。

■■■■■は遠方で管理できないということで、■■■■■は認定農業者ですけど、耕作地を現在は探しているということで、ちょうどこの場所が当てはまったということになります。トマトとサツマイモの栽培をしたいということです。作業機はトラクター、耕運機、草刈り機等を所有しているということです。地区委員会で検討しましたが、問題ないと判断しましたので、御検討をお願いします。

○議長

続きまして、22番について、第5地区、梅村安範委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

22番です。申請の概要で24ページを御覧ください。3月18日に地区委員会を開催しまして、現地確認と事前審査を実施しました。明智町字月郡で、田んぼ7筆、畑5筆、計12筆の3,468平米は、譲渡人と譲受人は親子関係で、生前贈与の所有権移転案件でございます。同居の84歳の父から54歳の息子への生前贈与であります。

自宅周辺農地は良好に管理されておりまして、息子さんは本人と奥さん、それから父親夫婦で、夏秋トマトを2,500平米以上作付されるなど、良好に管理をされておりますので、地区委員会としては問題ない案件というふうに判断しましたので、御審議をお願いします。

○議長

ただいま、5案件について、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。小板委員。

○1番

申請人と、19番、間違えましたので、よろしくをお願いします。■■■■さんのほうが申請人で、■■■■さんが譲渡人です。

○議長

ほかはどうでしょうか。質問ありませんか。それでは、これで質疑を終わります。

それでは採決いたします。議案第14号、番号18番から22番の「農地法第3条の規定による許可申請について」は、議案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[ 賛成者挙手 ]

○議長

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第14号は議案のとおり承認されました。

---

### 日程第3 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第3、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは議案第15号、農地法第5条の許可申請の御説明をいたします。29ページからになりますので、よろしく願いいたします。

17番、東野の案件です。30ページを御覧ください。議案書となっております。そこで、補足説明ですけど、一部除外済みと右下に書いてございます。こちらにつきましては、議案の中の■■■■の元地番が、農振農用地だったということで、その元地番につきまして、一部除外が済んでいますよという位置づけで書かせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、31ページが位置図です。東野振興事務所の北東側に位置してございます。こちらは、東野振興事務所から300メートル以内にある農地で、第3種農地という位置づけとなります。32ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある2筆が申請地です。水色で囲ってある箇所は宅地ですが、一帯利用地です。33ページ、現況写真です。現況は休耕

地という状態で、既に更地となっておりませんが、赤枠の箇所を住宅敷地として利用されていたということで、始末書が添付されている状況です。34 ページ、計画図です。

申請理由につきましては、現在の賃貸住宅では手狭であるということで、こちらの申請地を譲り受けて住宅を建築するという内容のものでございます。

35 ページ、18 番、岩村町の案件です。36 ページ、議案書となっております。37 ページ、位置図です。申請場所につきましては、岩村小学校の東側に位置してございます。こちらは公共投資の対象となっていない小集団の農地、第2種農地という位置づけになります。38 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある1筆が申請地です。39 ページ、現況写真です。現況、休耕地という状況です。40 ページ、計画図です。

申請理由につきましては、こちらも現在の賃貸住宅で手狭であるということで、申請地を譲り受けて住宅を建築するという内容のものでございます。

41 ページ、19 番、岩村町飯羽間の案件です。42 ページ、議案書となっております。43 ページ、位置図です。場所につきましては、岩村駅の北西側に位置しております。こちらも公共投資の対象となっていない小集団の農地、第2種農地という位置づけになります。44 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある場所が申請箇所です。水色の箇所は一体利用地でございます。45 ページ、現況写真です。現況は田となっております。46 ページが計画図でございます。

申請理由につきましては、こちらの申請地を譲り受けて、太陽光発電設備を設置するという内容のものでございます。

47 ページ、20 番、岩村町飯羽間の案件です。48 ページが議案書となっております。49 ページ、位置図です。こちらも岩村駅の北西側に位置しております。こちらは、10 ヘクタール以上の集団の農地であるということで、第1種農地となります。こちらの許可条件といたしましては、集落に接続し、居住する者にとって必要であるということとなります。50 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が今回の申請地でございます。こちら、水色で囲ってある箇所が全体の筆でございまして、そのうちの赤枠の箇所を、申請を挙げておりますので、外の周りは残地となります。51 ページ、現況写真です。52 ページも現況写真。現況は畑という状況です。53 ページ、計画図です。

申請理由につきましては、父親所有の申請地を借り受けて、住宅を建築するという内容のものでございます。

54 ページ、21 番、山岡町上手向の案件です。55 ページ、議案書となっております。

56 ページ、位置図です。申請地は山岡中学校の北西側に位置しております。こちらも公共投資の対象となっていない小集団の農地、第2種農地となります。57 ページ、拡大図です。ちょっと分かりにくいんですが、赤枠で囲ってある3か所が申請地です。水色で囲ってある場所は、別の地目ではございますが、一体利用地として利用されます。あと、緑色で囲ってある箇所は、農地の残地となる場所でございます。58 ページから 60 ページが現況写真です。現況は休耕地という状況です。61 ページ、計画図となっております。

申請理由は、こちらの申請地に太陽光発電設備を設置し、地上権を設定するものでございます。なお、この案件につきましては、3,000 平米以上の大規模案件となっております。こちらの総会議決後に、県の農業会議の常設審議委員会にて諮問を受けた後に、その意見を付してから県へ進達する事案となっております。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま、農地法第5条の規定による許可申請5案件について、事務局から説明がありました。地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。17番について、第1地区、小板宏正委員長より、協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○1番

30 ページの議案書を見てください。申請人は■■■■さん、譲渡人が■■■■さんと■■■■さんです。■■■■さんが持ち分 24 分の 16、■■■■さんが持ち分 24 分の 8 です。場所が、東野の大藪です。■■■■と■■■■です。申請目的は住宅建築です。申請面積は 295 平米です。申請地の状況は、登記簿、田。現況、住宅です。

2番が 225 平米あります。5番が 70 平米だそうです。隣地の状況としては、東側が道路、番地なしです。赤道です。西側が住宅、■■■■と宅地が2つですね。■■■■。南側が宅地で、一体利用地となる■■■■です。北側が田で、先月申請した農地転用のところ

です。

汚水ですけど、南側の公衆用道路の下水に接続です。雨水は東側の敷地内にU字溝を経由して、南側の既設側溝に排水するという事です。参考資料として、一帯利用地が 1315-3 で、132.23 平米あります。農地を宅地として使用していたため、始末書が添付されております。

申請、転用理由ですけど、申請者は賃貸住宅に住んでおり、昨年子供が生まれ、今後も

手狭になっていくことから、住宅建設を計画しておったということです。この度、父の勤める建設会社より、本件、本申請地を紹介していただき、希望条件を満たすため、購入して、申請するものです。

その他、譲渡人ですけど、亡き父が 60 年ほど前、住宅を建設し、令和 6 年に姉妹で相続したということです。地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長

続きまして、18 番から 20 番について、第 4 地区、宮原博委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12 番

御説明させていただきます。18 番、35 ページになります。3 月 18 日に、地区委員会で現地調査を行いました。住宅建築の案件になります。譲渡人は■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏です。建設業をやっておられます。譲受人は■■■■■■■■■■在住の■■■■■■■■■■氏、この方が 5 分の 2 と、■■■■■■■■■■氏、これ夫婦ですけど、5 分の 3 です。2 人で譲り受けるということでございます。

譲渡場所は岩村町字林■■■■■■■■■■です。面積 414 平米。登記簿上、畑、現況、畑の休耕地になっております。子供が生まれ、狭いために、住宅の建築を計画し、住宅会社からこの場所を紹介されたということでございます。北側は公衆道路、東側が宅地、南側が小栗氏所有の農地で、うち■■■■■■■■■■は他人の農地になっておりまして、これは承諾書が添付されております。西側が■■■■■■■■■■の所有地になります。周りはほとんど■■■■■■■■■■の所有地になっておりまして、この一部を譲り受けるということでございます。

生活排水は北側の市道の下水管へ、それから雨水は敷地内の雨水ますより、北側市道内の既設の側溝へ排水することになります。地区委員会で問題ないと判断しましたので、御検討のほうお願いいたします。

19 番、41 ページからになります。これも 3 月 18 日、地区委員会で現地調査を行いました。譲渡人は■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、譲受人は■■■■■■■■■■、これは■■■■■■■■■■でいいですかね。■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■。■■■■■■■■■■です。譲渡場所は、岩村町飯羽間字高洞■■■■■■■■■■。登記簿上、田で、現況、田です。884 平米、一体利用地 103 平米、合計が 987 平米となります。

譲渡人は耕作が困難なために譲渡するというところでございます。北側、東側、原野で、西側は雑種地、南側は水路になっております。周辺環境を考慮し、パネルの高さは 2.6メートルに抑えるというところでございます。土地は斜面なりに造成をかけるということになります。

雨水は自然浸透及び南側水路、東側U字溝へ排水することになっておりまして、地区委員会で問題ないと検討しましたので、御検討のほうお願いいたします。

続きまして、あと 20 番の 47 ページになりますね。これは娘夫婦が所在の親の農地に住宅を建てるという案件になります。3月18日に現地調査を行いました。貸す人、岩村町飯羽間字 [REDACTED]、[REDACTED]。借りる人が、[REDACTED] 在住の [REDACTED]、並びに、これ夫婦ですけども、奥さんのほうが、住所、岩村町飯羽間で、親のとこと同じになっておりまして、[REDACTED]、[REDACTED] ということでございます。

場所は岩村町字坂下 [REDACTED] で、1,958 平米のうちの 499 平米を宅地として使用するということでございます。登記簿上、畑で、現況、畑でございます。親の所有する農地を借り受け、住宅を建築し、将来に引き継ぐものでございます。

汚水は西側市道の下水管へ流入させると。雨水の排水は申請地内で浸透ますを設置して処理をするということでございます。南西側が他人の土地のために、現地の承諾書が出ておるといふことでもあります。地区委員会で問題ないと判断しましたので、御検討をお願いいたします。

○議長

20 番ですけど、面積。499.21 平米ですね？

○12番

はい、499.21 平米です。

○議長

21 ですね。

続きまして、21 番について、第5地区、梅村安範委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

55 ページからでございます。3月18日に地区委員会を開催しまして、現地確認と事前審査を実施しました。転用目的は、太陽光発電設備で、地上権設定でございます。地上権設定者は、転用申請の、57 ページの地図を見ていただきますと、その南東側に住宅が少

しあると思いますけど、ここに親子で住んでみえる方でございます。地上権者は、名古屋市緑区の[REDACTED]です。

申請地の田んぼ2筆、大きな筆が2筆ございますが、これはもともと原野でございました。自力開墾によって、田んぼにしたものでございますけど、水がほとんどない状態で、ずっと原野のような状態になっております。

平成6年に、山岡町の地籍調査で、一応、その当時は、田んぼの格好で何とかつくったということで、登記の地目変更で、原野から田んぼに変更されたものでございます。周辺は原野と一部畑、それから雑種地となっております、申請地の北側及び北西側の一部は公道で、その他の周囲は土地所有者の所有地でございます。

雨水排水は、転用予定地、61ページを見ていただきますと、全体のソーラーのパネルの配置計画がございますが、一部、のり面はそのまま、一部転用の面積には入ってますけど、のり面はそのまま残すと。

ということで、ほとんどフラットですけど、南側の大きな筆のところに用水路等を掘って、一体利用地も利用しながら南へ抜けまして、転用予定地の、予定地の自然透水と、ほか一部を、この市調整地として利用して、自己所有の、また道路、西側、左側の道路がございますけども、ここを横断して、個人所有のため池がありまして、そのため池へ排水を予定しているということだそうです。

太陽光発電設備事業の実施協議の申請を、市へ既に申請済みでございまして、大規模案件として、開発協議の申請中、それから転用面積の一部はのり面として保存予定で、開発協議等々の同時許可案件として、地区委員会としてはやむを得ない案件と判断をしましたので、御審議をお願いします。

○議長

1つ確認ですけど、ため池地は、この図面で道路を隔てた西側のほうに。

○12番

西側にあります。57ページを見ていただきますと、この西側に道路があります、公道が。そこをくぐって、ちょっと白っぽいようなのがありますが、これが個人のため池です。

○議長

分かりました。

○12番

もともと水がないところみたいですね。

○議長

ただいま、事務局及び各地区委員長から説明がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。質問ありませんか。それでは、これで質疑を終わります。

それでは採決いたします。議案第 15 号、番号 17 番から 21 番の農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見については、申請のとおり、許可相当と認めるとすることに賛成の方は、挙手願います。

[ 賛成者挙手 ]

○議長

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 15 号は申請のとおり許可相当と認めるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対し進達することに決定しました。

---

#### 日程第 4 議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による買受適格証明について

○議長

続きまして、日程第 4、議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による買受適格証明について」を議案とします。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局

資料は 62 ページからになりますので、よろしく願いいたします。

この買受適格証明につきましては、農地の競売、公売に参加する場合に、この農地法の許可を受ける見込みのあるものであるということで、農業委員会が証明するものを審議するものになります。物件落札後については、改めて農地法 3 条とかの申請が必要になるというものでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、三郷町佐々良木の案件、御説明いたします。63 ページが議案書となっております。64 ページ、位置図です。申請地、三郷小学校の南西側に位置してございます。65 ページ、拡大図です。66 ページが現況写真です。現況は田となっております。

申請理由につきましては、まずお一方目ですけど、今回、                    という方が御希望されておるんですが、この方につきましては、自家消費用の米を作りたいと考えられてまして、競売物件の申請地の耕作条件がよかったということで、この競売に参加するために申請するものでございます。

67 ページ、三郷町佐々良木の案件です。この案件につきましては、今説明いたしまし

たこちらの箇所につきまして、同じ場所において別の申請者の方が、証明希望があるものでございますので、場所は同じですが、申請される方が違うものでございます。68 ページ、議案書となっております。こちらは■■■■さんという方が買受適格証明の御希望をされております。69 ページの位置図、70 ページの拡大図、71 ページの現況写真については、同じ場所でございますので、資料も全く同じです。

申請理由につきましても、自家消費用及び新規就農として、水稻栽培を行いたい、農地を探していたところございまして、こちらの競売物件の申請地の耕作条件がよかったということで、こちらの競売に参加するため申請をするものでございます。

72 ページも三郷町佐々良木の案件です。こちらは、先ほどの2件とは違う場所となっております。73 ページ、議案書です。今、説明いたしました■■■■さんが、もう一か所、こちらの場所について買受適格証明を希望されているというものです。74 ページ、位置図です。75 ページの拡大図を見ていただきますと、先ほどの申請地のすぐ東隣の3筆につきまして、今回、買い取り、買受適格証明の希望をされてございます。76 ページ、現況写真です。現況は田となっております。

申請理由につきましては、先ほどと同じでございまして、自家消費用及び新規就農としての水稻栽培を行いたいというもので、今回、この競売に参加するために申請をするという内容のものでございます。

買受適格証明についての説明は以上でございます。

○議長

この件については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。三郷町佐々良木の案件につきまして、第2地区、渡会邦憲委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○8番

3月19日、地区委員会、現地確認と協議をいたしました。買受適格証明の案件でございまして、場所は三郷町佐々良木森平■■■■でございまして。申請人は■■■■さん44歳、住所は■■■■の方で、ちょっと距離は離れておりますが、自家消費米の米を作りたいと考えて、申請地を選んだ理由だそうでした。トラクター、田植機、管理機、草刈り機をお持ちで、面積は1,128平米でございます。

もう一件の方、同じく森平の■■■■と、あとこちら3筆ありますけど、合計で1,324平米。この方は■■■■の方ですが、別宅が■■■■にあるそうございまして、

そこから通われるということです。■■■■さん 61 歳で、子供さんがみえまして、28 歳の子供さんがみえます。親子ともに自家消費米を作りたいということでございまして、購入予定でトラクターと田植機、リースでコンバインを活用して、耕作をするということでございまして、地区委員会では問題ないと審議をいたしましたので、併せて審議をよろしくをお願いします。

以上です。

○議長

確認ですけど、両者とも、■■■■と■■■■ですか。

○8 番。

いや、最後の案件は■■■■です。

○議長

工藤さんね。■■■■ですけど、どこか途中に拠点があるんじゃないですか。

○8 番

はい、■■■■です。

○議長

駄知でしたね。そこから、耕作のためにここへ通われるということですね。

○8 番

そういうことです。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。問題ありませんか。

小板委員。

○1 番

この制度って、本当に今必要なんでしょうか。競売というか、それに参加するために、今、1 畝から誰でも農地を取得できる状態に法律が改正されたのに、この制度って本当に必要でしょうか。

○事務局

確かに今、農地の取得で、農地の持つとる 3,000 平米ですか、そちらの取得要件、確かになくなったんですけど、この競売に参加するという意味では、こちらの農地を、そのまま競売に参加して農地を取得したいということですので、面積要件関係なく、3 条とかど

同様に、ここの農地を確かにやっていくという思いがあるかどうかという意味での、これに適する人かどうかを審議する意味では、今、この面積要件は関係なしに、こういった要件に当てはまるかどうかを、総会の中で審議していただくことでよろしいかと思えます。

○1番

ありがとうございます。

○議長

競売にかけるわけですから、ここの競売に参画してもよろしいですか、適格ですかという問いですので、お願いします。

それでは採決いたします。議案第16号の農地法第3条の規定による買受適格証明については、申請のとおり証明することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第16号は、申請のとおり証明することに決定いたしました。

---

#### 日程第5 議案第17号 非農地証明について

○議長

次に、日程第5、議案第17号「非農地証明について」を議案とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

77ページからになりますので、よろしく願いいたします。今回につきましては、東野で1件、申請がございました。箇所につきましては2か所でございます。78ページ、御覧いただきたいと思えます。こちらが申請書です。申請のあった箇所につきましては、恵那市東野■■■■と、■■■■、2か所です。79ページ、位置図です。申請地は東野振興事務所の東側に位置してございます。80ページ、位置図です。赤枠で囲ってある箇所、2か所につきまして、今回、申請が上がってございます。81ページ及び82ページにつきましては、そのうちの1か所目の現況写真を載せてございます。83ページと84ページにつきましては、2か所目の現況写真でございます。あと、85ページ及び86ページにつきましては、申請書に添付されておいた現況写真を、参考までに載せさせていただいておるところでございます。

現況を確認したところ、耕作管理ができない状況であるという御意見もありましたので、このことから、この場所につきましては非農地証明の認定基準に合致していると判断されるかと思えます。

説明は以上でございます。

○議長

この件については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。東野の案件につきまして、第1地区小坂宏正委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○1番

見に行く日が19日だったので、ちょっと雪が多いということから、ここへ行けないということで、写真だけで判断させていただきました。木が生えて、ちょっと耕作管理ができない状態にまで陥っているということで、非農地証明はオーケーということで決まりましたので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長

事務局、この現地の状況は少し分かりますかね。詳細が。

○事務局

現況写真81ページ及び82ページが1か所目の写真で、雪が溶けた後に写真を撮ってきたものです。こちら見ていただきますと、81ページ、赤枠で囲ってあるところから内側が1か所目の箇所です。こういったところで、確かに細かいような雑木とかが、周り一帯にずっと生えている状況でございました。

2か所目につきましても、83ページ及び84ページ、囲ってある場所が、ちょっと囲いにくい場所ではございましたけど、傾斜地と、83ページの奥に竹とかいろいろあるんですけど、そちらまで実際は伸びておる。エリアとして、地番としては伸びておるような状況でございまして、木も生えておるとか、こういった状況に陥っているという状況でしたので、参考として、申請書の写真だけ、分かりにくかったということで、今回、現地を撮影させていただきました。こういった状況でございましたので、写真としての説明は以上でございます。雑木等がびっしり生えているという状況でございましたので、御報告させていただきます。

○議長

圃場整備地であるという説明はありませんでしたか。

○事務局

あとは申請地、申請書の 78 ページ、御覧いただきたいと思います。補足の説明といたしましては、この申請書の一番下に非農地化した理由で書いてございます。こちらの申請地につきましては、当初、平成 10 年 3 月 18 日に換地処分されておるとい土地でございましたということで書いてございます。

ただ、こちら、この換地処分はされておるんですけど、それより前、2 行目の奥辺り、先代の方が昭和 39 年頃から、こういったことで農業的に休耕状態にずっとなって、維持管理ができない状況がずっとあった中で、平成 10 年のときに、そういう状態ではあったんですけど、換地処分をされていましてよという経緯のことが書いてございました。こちらについては、傾斜地であることと、周辺隣接地が山林であること。あとは自然の雑木が生い茂って、耕作管理ができないということで、今回、非農地証明の申請をしたいということで伺ってきたものでございます。

○議長

ただいま地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件に関して質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。安江委員。

○10番

今の件ですけど、ここは圃場整備の換地はされたけど、面の工事はやらなかったということ？そんなことで換地するのでしょうか。いや、構ってないところ換地する必要ないです。

○1番

土地改良区域に入れると換地だけでも対象になるでしょう。

○10番

それは分かります。分かるけど、耕作してなかったところを圃場整備の区域に入れるってことはどういうこと？これだけの面積を。作られてるんならいいよ。どうしてもやらないといけない。この図面を見ると、結構平らなところで、面の工事、平らなところって。39年、何て書いてある。

○1番

今、手つかずになってるかもしれませんね。

○10番

手つかずになってるのは分かるんやけど。

○1番

工事したんやね、これ。

○10番

工事したいんじゃないの、実際、これ。

○1番

工事したように見えますね。

○10番

だって、そうでないと、こんなきれいになってない。ここは8年以上たつとるもんでいいんだけど。

○1番

公的な資金が入ったなら、これはという意見も出ましたけど。それ以上にひどい状態になってるから、いたし方ない。非農地でしかできないんじゃないかと判断しました。

実際問題、公的資金が出るところは、いくら荒れとっても、一応、非農地証明はしないと思っと思ったんやけど、そこまで行使していいのかな。何十年も作ってない状態にあるとこで、これから作りなさいって言うっていても、できないような気がするんで。

○議長

これは、農振農用地のままであるんですね？

○事務局

農振農用地ですね、はい。

○議長

農振農用地で合つとるんですね、それも外してないですね？これ。

○事務局

外してないです。

○1番

これから、農振農用地でも外れていくと判断するべきかどうか。

○15番

恵那の土地改良区って、まだ存続しとるかな。

○1番

恵那市の土地改良区はもう解散したのでしょうか。

○15番

要するに土地改良区があれば、その意見か何か取ってない？

○事務局

確認させてください。解散をすると聞いておりましたけど、したのかどうか確認させます。えな土地改良区が解散するとは聞いておりますけど。

○15番

換地が10年やもんで、もし工事やとればずっと前やね。それより以前やもんね。

○1番

換地されとるということは、圃場整備された状態で渡されたって。

○15番

そこは分らんけどね。現況農地があれば、その農地も換地の区域には。工区には入れるもんね、面工事はやらんでも。例えば農道やと受益に入るとか、受益地にはなるら。面工事やらんでも、農道は通るもんで。農道とか用水路ね。そういう線工事なんかやるもんで、その受益には入れるもんで、工事工区には入れて、換地処分はやるんやけど。面工事はやらなくても。そういうこともあるもんで。

こんなとこやったら、普通こうなったら、最初から土地改良区に入ること自体を反対するだけんね。普通は。土地改良の区域に入れてもらっちゃ困るって言うわけだよ。本来。

○10番

昭和39年のこの時期以降も農業収益も皆無に等しい状態が続いて休耕状態になってるって書いてある。39年にそんなんしとるから、圃場整備に入れるのはどうか。

入れたけど、これ面で構うと思うよ。

〔一斉に発言〕

○10番

地蔵平の ■■■ という地番は、現況の写真を見るとさ、ちょっと大きいけど、笹が生えとる程度やね、これって。

○1番

そうだよ。

○15番

要するに、ものすごい自然に竹とか木が生えて、伐採、伐根作業が必要なようなものならばやむを得んと思うんだけど、笹程度やったらさ、混生だけど、草に近い状態やもんで、そんなとこ幾らでもあるわけよ。のり面なんか幾らでもある、みんな。

○1番

4662番のほうは、やぶが来とるような気がするけど。

〔一斉に発言〕

○議長

事務局、何かありますか。

○事務局

今、土地改良区に確認をしまして、3月31日をもって、管理を市へ移管していくと  
いったことで動いているということです。一応、県からの認可はまだですが、この31日  
をもって管理は市へ移っていく。そういった流れでおるということで確認をしました。

以上です。

○議長

7年3月31日で、もう移していく。

○事務局

はい。

○10番

そんなら、土地改良区の見解が必要じゃないですか。今やろうと思ったら。

○事務局

土地改良区の登記簿を見ても換地処分して書いてありますから、委員が言われるとおり、  
意見を聞いた上で、もう一度審議にかけるべきだと、私も今、そのように思いましたので、  
一度、換地処分に含めたことも含めて、工事を実際にやっているのかいないのかも含めて、  
詳細を確認したいと思っております。その上で、もう一度、総会で審議をしていただく必  
要があるのではないかなと考えておりますけども、いかがですか。

○議長

局長から、今、説明がありました。現地の状況も確認ですし、土地改良区の確認も含め  
て確認をしたい。それから諮問したいということですけど、どうでしょうか。よろしいで  
すか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これについては、証明がどうのこうのじゃなくて確認をすることで、諮問しない、検証  
しないということでもいいですか。再度、確認の上、諮問をしていくと。

○事務局

えな土地改良区は農政課が引き継ぐということですので、農政課に、今、私が言った換地処分に入れた理由ですとか、考慮したのかどうかも含めて、再度意見を聞いた上で、次回か次々回か分かりませんが、確認次第、もう一度、この総会場で協議をいただくことで議案を終えさせていただきたいと思います。今回、審議はここで打止めして、次回もしくは次々回で上げさせていただきたいと思ってます。

○議長

皆さん、よろしいですか、それで。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

---

#### 日程第6 議案第18号 農用地利用集積等促進計画について

○議長

続きまして、日程第6、議案第18号「農用地利用集積等促進計画について」を議案とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

引き続き、87ページ、農用地利用集積等促進計画でございます。

88ページに議案書が書いてございます。なお、補足説明ですけど、今回から利用集積等促進計画、こちら、今まで農業経営基盤強化促進法によるものでございましたけど、今回から集積計画、始期が令和7年5月1日からとなっておりますので、そういった意味では、この法律によるものが農業経営基盤強化促進法ではなくて、議案の右上にありますけど、農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画で、今回、農業委員会に意見が来ているものでございます。根拠法令が変わるところで御理解いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは説明いたします。今回につきましては、10年間の中間管理という内容のものでございます。内訳にいたしましては、田で1万9,736平米、畑、0。合計1万9,736平米。借り手が1、貸し手7の計画でございます。

89ページ、農地の内訳を書いてございます。ナンバー1からナンバー2につきましては、農地は中野方町です。ナンバー3につきましては岩村町。ナンバー4は上矢作町でございます。ナンバー5は山岡町上手向、ナンバー6と7は山岡町田沢です。これらにつきましては、全て借り手につきましては、XXXXXXXXXXです。利用権の種類につきましては、全て使用貸借権で、借入期間、10年間です。これら1から7につき

ましては、集積等促進計画の要件を満たしておると考えられますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長

この件については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

1番と2番について、第3地区、安江建樹委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○10番

1番、2番、中野方町で、■■■■■■■■■■へ貸し出して、■■■■から借りるということになって、問題ないと思っております。

以上です。

○議長

続きまして、3番と4番について、第4地区、宮原博委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12番

3番につきまして、■■■■■■■■■■から、石川進一さんから出されましたやつが、■■■■■■■■■■へ。4番、上矢作町の件ですけど、これは■■■■■■■■■■さんから■■■■■■■■■■へ出されて、上矢作町の方と営農組合へ出されましたので、問題ないと思われま。

○議長

続きまして、5番から7番について、第5地区、梅村安範委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

5番、6番、7番、いずれも山岡町の案件ですが、農地中間管理事業から、転貸先の受け手は、■■■■■■■■■■さんです。今まで相対で、個人でやっておったのを、正規に、農地中間管理事業を通じて、担い手の■■■■■■■■■■さんが受けるということでございます。

以上です。

○議長

地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

それではこれで質疑を終わります。それでは採決いたします。議案第 18 号、番号 1 番から 7 番の、名称は変わりましたが、農地利用集積等促進計画については、申請のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[ 賛成者挙手 ]

○議長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 18 号は申請のとおり承認することに決定しました。

---

日程第 7 報告第 3 号 営農型太陽光発電設備の下部における農作物の状況報告について

○議長

続きまして、日程第 7、報告第 3 号「営農型太陽光発電設備の下部における農作物の状況報告について」の報告とします。それでは事務局より報告をお願いします。

○事務局

90 ページからになりますので、よろしく願いいたします。報告箇所は全て中野方町でございます、今回、6 か所ございますので、要点を順番に説明していきたいと思えます。91 ページ、中野方町起シ、1 件目の案件です。91 ページ、報告書です。赤枠で囲ってあるところがポイントで書いてございますけど、主なもので申し上げますと、作物はサカキです。収穫予定時期、2025 年 5 月となっております。

地権者の意見が下に書いてございます。[ ] の意見でございます。所見としては、葉色が赤くなっているとか、肥料不足で葉色が浅い。年 2 回の施肥と殺虫の散布が必要と書いてございます。92 ページに、現況写真を載せてございます。左が 1 年前、6 年 3 月。右が今年の 3 月という状況で、載せてございます。現況では、生育が昨年と比べて少しは進んでおるかなという状況でございました。

93 ページ、同じく中野方町起シの案件です。94 ページにも報告書がございます。こちらも作物はサカキです。収穫予定時期、2025 年 5 月です。こちらも所見が下部に書いてございます。全体としては、葉色はよいけど生育が遅いとか、そういった病虫害の確認を事前に行うこととか、農薬散と施肥が必要と意見が書いてございます。

95 ページ、同じく現況写真、右と左、それぞれ左が昨年、右が今年の 3 月の状況が載せてございます。96 ページが中野方町字八幡の案件です。97 ページ、意見書です。報告書ですね。こちら、作物はブルーベリーとなっております。地権者としては、[ ]

の所見が書いてございます。所見としては、今年は木を大きくするために強剪定で花芽を取ったと書いてございます。

98 ページに、未収穫の理由をつけていただいております。2024 年は品質向上のために強剪定を行ったということ。理由としては、木を休ませて、2025 年以降の実を大きくするためと書いてございます。木の生育には問題はないということで、2025 年以降は、通常どおり収穫が見込めると書いてございます。99 ページ、現況写真です。昨年と今年の3月の状況です。

同じようなもので、100 ページ。同じく中野方町字八幡の案件がついてございます。こちら、101 ページに報告書がございまして、こちらも作物はブルーベリーとなっております。所見についても、下部に記載してございます。あと、102 ページに、同じく未収穫の理由が書いてございます。こちらは、2026 年からの収穫予定で、生育途中であることで、収穫に至っていないと書いてございます。

103 ページ、右と左で現況写真。1年前と現状の写真が載せてございます。104 ページ、同じく中野方町字八幡でございます。こちらが5つ目の案件で、こちらも作物、ブルーベリーです。所見内容につきましては、ほぼ内容は同じですが、106 ページに未収穫の理由がつけてございます。こちら、未収穫の理由といたしましては、2026 年からの収穫予定で、未収穫ですと書いてございます。107 ページも現況写真が載せてございます。

最後、6 件目、108 ページ。こちら中野方町字 8 番です。こちらも作物はブルーベリーでございます。109 ページに報告書が載せてございます。110 ページが未収穫理由です。こちら、2026 年からの収穫開始予定であるためと書いてございます。

111 ページ、現況写真です。昨年の状況が左、右が今年の状況です。それぞれ、昨年と比較すると生育は進んでいるのかなという状況ではございますが、今回、こうした内容で、営農型太陽光発電設備における6か所の営農状況報告が出されましたので、今、この場で内容の報告をさせていただくのと同時に、併せてこの内容で県にも報告をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長

営農型太陽光発電設備の農作物の状況報告で、事務局から報告がありました。

質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

○15番

101 ページと 105 ページと 109 ページですけど、要は、下部の農地における農作物の状況報告は、下部の農地における営農等の氏名の方が出されるんでしょう。ですから、例えば 101 ページやと、2 番の下部の農地における営農等の氏名は■■■■■■■■■■になつとる。だけど、この状況報告は■■■■■■■■■■さんやね。これ、間違つたらへんかな。

105 ページは、下部の農地が■■■■■■■■■■。報告者が■■■■■■■■■■さんになつとる。それから 109 ページ、下部の農地は■■■■■■■■■■になつとるんだけど、報告者は■■■■■■■■■■さんになつとる。だから、ここ間違つたらへん？これ。この 3 件。

○事務局

こちらの書類ですけど、申請の報告の仕方は間違つてはおりません。上の太陽光の設置者が下部の営農者に報告をもらって、自分の名前で報告を上げるということで。県の記載例等と確認をしまして、これで間違いがないと確認をしております。

○15 番

その前のやつが、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■やね。それでいいの？

○事務局

はい、間違いありません。

○15 番

これだけ、再確認してほしいなと思って。

○議長

101 ページ、説明してみて。■■■■■■■■■■さんから報告書が出ました。

○事務局

まず、大家さんが営農型太陽光発電設備の上部のほうに設置をします。下のほうの営農は■■■■■■■■■■さんがやります。そういった形の許可が出ておまして。

状況報告につきましては、■■■■■■■■■■さんから大家さんが聞き取りをしまして、大家さんが報告を、市と県のほうに報告を上げる。

○議長

■■■■■■■■■■さんが報告者？

○事務局

はい。そういう形になります。ブルーベリーの、一番最初のアルナックスのところは、アルナックスが報告する。

○議長

ということは地権者が報告するですね、これ。営農者は[ ]やけど。要項としては、これでいいということかね？

○事務局

はい。

こちらですけど、太陽光の設置者が報告を上げてくという形になります。

○議長

太陽光の設置者が。

○事務局

はい。

○議長

営農者に確認をして、報告をしてく。

○事務局

はい、そうです。

○議長

そういう要項になっとるんですね？

○事務局

はい。

○議長

では、これで間違いはないということですかね。

○事務局

はい、間違いありません。

○15番

そういうことやね。

○事務局

はい。

○15番

どうもその辺が、何か分かりにくいな。[ ]、[ ]やと思うわな、これ。

○議長

営農者が[ ]、ここに書いてあるとおりで。設置者が営農者からいろいろ確認

をして、状況報告書を出してる。

○15番

確認が取ればいいですよ、別に。

○事務局

はい。

○議長

ほかはどうでしょうか、それでは質疑を終わります。報告第3号、営農型太陽光発電設備の下部における農作物の状況報告についての報告を終わります。

以上で本日の議事日程を終了いたしました。これをもちまして、令和7年度第3回恵那市農業委員会総会を閉会します。御苦労さまでした。

引き続き、事務局よりその他連絡事項をお願いしたいと思います。

○事務局

その前に1件だけ御報告がありますので、よろしく願いいたします。農業委員会に限らず、恵那市のリニア中央新幹線対策協議会がございます。そちらが、任期の期限が令和7年3月31日をもって任期が切れたことで、改めて、令和7年3月6日付で恵那市農業委員会に、引き続き任期をしていただける委員さんの推薦で依頼がございました。

その中で、前任期のときに、曾我佳奈子委員にそちらの委員の御協力をいただいておりますけど、今回、次の農業委員会の任期が11月まででございまして、それまでの間は曾我佳奈子さんに御協力いただけるということでございましたので、この場で改めて御報告させていただくのと同時に、この任期が終わった後は、後任の方の任期が引き続きあるということですので、そちらにつきましては、また改選が終わった後に御相談させていただきますので、よろしく願いいたします。

これで、第3回の恵那市農業委員会の総会を終わります。ありがとうございました。

---

( 閉 会 )

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者 13 番

議事録署名者 15 番

